

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県太田市大原町78番地1

氏 名 株式会社群桐産業

代表取締役 山口博

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 平成30年11月24日

許可の有効期限 令和7年11月23日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（焼却）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（焼却）

①廃油・揮発油等、②感染性産業廃棄物（以上2種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（焼却）の設置場所

群馬県太田市藪塚町3201番1の一部及び3201番3

イ 中間処理施設（焼却）の設置年月日

平成15年 2月 4日

中間処理施設（焼却）の許可年月日及び許可番号

平成15年 2月 4日 群馬県第98-2号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 焼却

産業廃棄物の種類及び能力

廃油・揮発油等 [31.9m³/24h]

感染性産業廃棄物 [17.9t/24h]

※複数種類の産業廃棄物を同時に処理する場合、その混合処理能力は53.5t/24hとする。

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市藪塚町3201番1の一部及び3201番3

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

NO COPY

再複写禁止

保管面積 423.8㎡ 保管容量 845.6㎥

3 許可の条件

感染性産業廃棄物は、原則、即日処理するものとする。ただし、やむを得ず保管を行う場合には保管庫（面積421.8㎡、容量843.6m³）内で低温状態を保つこと。

4 許可の更新、変更の状況

平成10年11月24日	新規許可
平成15年 3月 6日	変更許可
平成15年11月24日	更新許可
平成20年11月24日	更新許可
平成25年11月24日	更新許可
平成30年11月24日	更新許可

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有 無

NO COPY

再複写禁止